

# 浜松市大規模小売店舗立地法運用要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び規則の例による。

## (指針に関する運用細則)

第3条 市長は、大規模小売店舗を設置する者に対し、本市及び出店地の地域特性並びに関係する本市の施策に応じた適切な配慮を求めるため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号。以下「指針」という。）に関する運用細則（以下「指針運用細則」という。）を別に定めるものとする。

## (届出書等の提出先及び提出部数)

第4条 法、規則及びこの要綱の規定により市長に提出すべき届出書、添付書類その他市長が提出を求める書類（次項において「届出書等」という。）は、浜松市産業部産業振興課に提出するものとする。

2 届出書等は、別に定める部数を提出するものとする。

## (事前協議)

第5条 法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出をする前に、あらかじめ計画概要書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、計画概要書が指針、指針運用細則及び関係法令等に適合するように、当該届出をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 この場合において、市長は、あらかじめ別に定める浜松市大規模小売店舗立地調整会議（以下「調整会議」という。）において審議し、調整するものとする。
- 4 市長は、第2項の指導及び助言の内容を当該届出をしようとする者に通知するものとする。
- 5 当該届出をしようとする者は、第2項の指導及び助言を受けたときは、その指導及び助言に基づいて講じた措置について、市長に措置報告書（第2号様式）により報告するものとする。

## (軽微な変更)

第6条 法第6条第4項ただし書の軽微な変更として規則第8条に基づき市が認めるものは、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して明らかに小さくなると認められ、かつ当該変更により明らかに来客等の利便性・安全性が向上すると判断できるもの、その他周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと市が認めるものとする。

- 2 法第6条第4項ただし書の軽微な変更の承認を受けようとする者は、計画概要書に併せて軽微変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請のあった日から1月以内に、当該申請内容が軽微な変更に該当すると認めたときはその旨を、軽微な変更に該当すると認めないと場合は理由を付して、当該軽微な変更の承認を受けようとする者に通知するものとする。ただし、それ以上の期間を要するときは、理由を付してその旨を上記の期日までに軽微な変更をしようとする者に通知するものとする。

（届出等の公告）

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）、第6条第6項、第8条第3項、第8条第6項及び第9条第3項の規定による公告は、浜松市掲示場へ掲示することにより行うものとする。

（縦覧の場所等）

第8条 法第5条第3項（同項を準用する場合を含む。）、第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、浜松市産業部産業振興課において行う。また縦覧できる日は、浜松市本庁舎の開庁日とし、時間は、午前9時から午後5時までとする。

（説明会の開催）

第9条 市長は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をした者に対して説明会の開催方法について通知するとともに、説明会の公告を行う前に説明会開催計画書（第4号様式）の提出を求めるものとする。

- 2 規則第11条第1項ただし書きに規定する市が必要と認める場合は、以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 店舗の立地がその周辺地域の生活環境に与える影響が大きく、複数の地域で開催するこ  
とが適切であると判断したとき。
- (2) 説明会開催計画書に基づく説明会が、何らかの事情により開催又は終了できなかつたと  
き。
- (3) 説明会の当日に参加者全員が会場に入場できなかつたとき。

- 3 規則第12条第1項第3号で市が適切と認める方法は、新聞折込みによるチラシの配布とする。
- 4 当該届出をした者は、説明会を開催した日から14日以内に、説明会開催報告書（第5号様式）により、実施状況を市長に報告するものとする。  
(説明会を開催する必要がないと認める場合)

第10条 規則第11条第2項の市が説明会を開催する必要がないと認める場合は、すべての変更事項が以下の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 午前9時までの開店時刻の繰り上げ又は午後10時までの閉店時刻の繰下げを行う場合。
  - (2) 午前9時から午後10時までの間で駐車場利用時間帯を変更する場合。
  - (3) 法附則第5条第1項の届出の場合で、法第6条第2項ただし書きに該当する場合。
  - (4) 一の建物において、利用者を概ね同一とするレストラン、アミューズメント施設等の小売業以外の施設の面積を削減した部分への規則第7条第1項第4号に規定する基礎面積の2割を超えない範囲内で店舗面積を増加する場合で、付属施設の配置及び運営方法に変更を生じない場合。
  - (5) その他、大規模小売店舗の周辺の生活環境に与える影響がほとんどないと市長が認める場合。
- 2 規則第11条第2項の規定に基づき届出等の要旨を掲示することにより説明会を行おうとする者は、説明会開催不要承認申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、前項の申請を適当であると認めたときは、その旨を当該届出等の要旨を掲示することにより説明会を行おうとする者に申請のあった日から14日以内に通知するとともに、掲示をした物の写し及び掲示の状況を示す写真の提出を求めるものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第11条 第9条第1項の規定による説明会開催計画書に基づく説明会を開催することができなかった場合は、説明会開催計画書を提出した者は、直ちに説明会開催不能報告書（第7号様式）により市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告書の内容が法第7条第4項の規定に該当すると認めたときは、その旨を当該報告者に通知するものとする。

(意見書の提出)

第12条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、持参、郵送、ファクシミリ、Eメールその他市長が適当と認める方法により、意見書を市長宛て提出するものとする。

- 2 意見書には、次の事項を記載するものとする。

(1) 意見を述べるものとの氏名又は団体名（代表者氏名）及び住所又は所在地

(2) 大規模小売店舗の名称

(3) 意見の内容とその理由

(4) 縦覧の際における氏名、住所の公開の諾否

(市の意見)

第13条 市長は、法第8条第4項の規定により意見を述べ、又は意見を有しない旨を通知するときは、法第8条第2項の規定により述べられた意見に配慮するとともに、指針及び指針運用細則を勘案するものとし、別に定める様式により届出をした者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、調整会議で検討を行い、浜松市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）で審議した上で、当該通知を行うものとする。

(届出内容を変更しない旨の通知)

第14条 法第8条第7項の規定により届出内容を変更しない旨の通知を行おうとする者は、届出事項不变更通知書（様式第8号）に変更しない理由を付して、市長に提出するものとする。

(市の勧告)

第15条 市長は、法第9条第1項の規定による勧告の要否及びその内容については、指針及び指針運用細則を勘案しつつ、調整会議で検討を行い、審議会で審議した上で決定するものとする。

(勧告による変更の届出)

第16条 市長は、勧告を受けた者に対して、勧告を行った日から2月以内に、法第9条第4項の規定による変更の届出の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の届出の内容が勧告を適正に反映していると認める場合は、その旨を勧告を受けた者に対して通知するものとする。

(公表)

第17条 市長は、勧告を受けた者から前条第2項の期間を経過しても同条第1項の届出書の提出がなく、又は同条第1項の届出書の内容が勧告を適正に反映していないと認められる場合で、勧告を受けた者が当該勧告に係る大規模小売店舗の新設又は変更を実施したときは、法第9条第7項の規定に基づき、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を浜松市掲示場へ掲示するとともに、報道機関等へ資料提供を行う。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。